

件 名	県道文殊茶屋新田線の除草について
受付日	令和7年6月20日
ご意見・ご提案 の概要	県道文殊茶屋新田線の中央分離帯や路肩に雑草が伸びているため、車の通行に支障が生じている。 雑草などを避ける際に、他の車に接触事故を起こす危険もあるので、除草をしてほしい。
県の考え方	ご意見をいただきました県道文殊茶屋新田線につきましては、通行の支障となる箇所の除草を早急を実施し、道路の安全な通行の確保に努めてまいります。
担当課	県土整備部 道路維持課